入　札　公　告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和 8 年 11 月 16 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長　植松　久規

◎調達機関番号　017　　◎所在地番号 41

１　調達内容

（１）件名　　令和９年度佐賀労働局管下５施設で使用する電気の供給（単価契約）

（２）仕様等　　入札説明書及び仕様書による。

（３）契約期間　　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日まで

（４）需要場所　　仕様書による。

（５）入札方法

本件は、価格と環境配慮点の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

①　入札金額は、入札に参加する業者において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当局が提示する全需要場所における月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した対価の年間総価（入札金額内訳書により計算した全需要場所の対価の合計）とすること。なお、入札価格の算定に当たっては、力率を 100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動調整額、卸電力取引市場における市場価格に係る市場価格変動調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

②　入札金額内訳書は需要場所ごとに作成し、入札に参加する業者において需要場所ごとに設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を記載すること。

③　落札決定に当たっては､入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

④　契約金額は、入札金額内訳書に記載した単価とする。

２　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（以下、予決令と略す。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第 71 条各号に該当しない者であること。
（３）予決令第 72 条の規定に基づき、令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ等級のいずれかに格付けされている者であること。
（４）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入しており、かつ保険料の滞納がない者であること。（直近 2 年間の保険料の未納が無いこと。）
（５）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
（７）商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
（８）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（９）過去 3 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
（10）電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
（11）電源構成等の開示、二酸化炭素排出係数、供給電力の再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。

３　電子調達システムの利用

本入札案件は、政府電子調達システムにより行い、契約書の締結は原則として電子契約によることとする。なお、政府電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

４　入札関係書類

（１）配布場所

佐賀第 2 合同庁舎 4 階（佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号）
佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第 1 係　山下）　電話番号：0952-32-7155
佐賀労働局のホームページからダウンロードが可能。

（２）配布期間

本公告日から令和 8 年 12 月 11 日（金）まで

（３）入札説明会

（１）の場所において、令和 8 年 12 月 11 日（金）まで随時実施する。

（４）入札申込書等（証明書等）提出期限

令和 8 年 12 月 14 日（月）　12 時 00 分まで

（５）入札書提出期限

令和 8 年 12 月 18 日（金）　10 時 30 分まで

５　入札会の開札場所及び日時

（１）紙入札の開札場所

佐賀労働局　労働基準部横会議室(佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号　佐賀第 2 合同庁舎 4 階)

（２）紙入札の開札日時

令和８年 12 月 18 日（金）　11 時 00 分　＊開札後、電子調達システムへの登録を行う。

（３）電子調達システムの開札日時

令和８年 12 月 18 日（金）　11 時 15 分

６　その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

免除

（３）本件入札に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類及び封印した入札書を、それぞれの受領期限までに提出しなければならない。入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記確認書類と併せて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

（４）押印の不要

担当者等から提出される契約関係書類は事業者としての決定であることから、押印は不要である。

（５）入札書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札説明書の「無効入札」に該当する入札書は、無効とする。

また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。

（６）落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、別添２に示す方法により算出した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

（７）契約書作成の要否

要

（８）その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

入　札　説　明　書

佐賀労働局

佐賀労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1　競争入札に付する事項

（1）件名　　令和9年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）

（2）仕様　　仕様書による。

（3）履行期間　　仕様書による。

（4）履行場所　　仕様書による。

（5）入札方法

①　入札金額は、入札に参加する業者において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当局が提示する全需要場所における月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した対価の年間総価（入札金額内訳書により計算した全需要場所の対価の合計）とすること。なお、入札価格の算定に当たっては、力率を 100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動調整額、卸電力取引市場における市場価格に係る市場価格変動調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

②　入札金額内訳書は需要場所ごとに作成し、入札に参加する業者において需要場所ごとに設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を記載すること。

③　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

④　契約金額は、入札金額内訳書に記載した単価とする。

（6）入札保証金及び契約保証金　　免除

（7）本案件は、電子調達システムにより執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出の上、紙入札方式で参加することができる。

2　競争参加資格

（1）次の各号に該当する者であること。

① 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

③ 令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「物品の販売」のＡ等級、Ｂ等級、Ｃ等級に格付けされている者であること。

④ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入し、かつ保険料の滞納がない者であること。
（直近 2 年間の保険料の未納が無いこと。）

⑤ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑥ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑦ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。

⑧ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑨ 過去 3 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

⑩ 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑪ 電源構成等の開示、二酸化炭素排出係数、供給電力の再生可能エネルギーの導入に関し、別添 2 に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。

（２） 入札参加申込書等（証明書等）の提出について

① この一般競争に参加を希望する者は、以下に示す場所に競争参加資格を有することを証明する下記書類を期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

③ 一旦受領した書類は返却しない。

④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

（ア）提出期限

令和 8 年 12 月 14 日（月）12 時 00 分まで

（イ）提出場所

佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号　佐賀第 2 合同庁舎 4 階

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第一係　山下）　電話番号：0952-32-7155

（ウ）提出書類及び方法

○電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・一般競争入札参加申込書（別紙 1） ・誓約書（別紙 2） ・一般競争参加資格審査結果通知書（写） ・直近２年間の社会保険等の保険料の納入が証明できる書類（領収書の写しで可）（※） ・登録小売事業者であることを証する書類（写） ・総合評価落札方式による評価項目の取組状況（別添 2 様式 1） ・適合証明書（別添 3 別紙 1） ・供給する再生可能エネルギー電気及び環境価値の発電施設情報（別添 3 別紙 2） ・特定電源割当誓約書（別添 3 別紙 3）	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。

（※）社会保険等とは、上記２（１）④に掲げる制度のことを言い、この制度が適用される者にあっては、本入札の入札書提出期限の直近２年間（労働保険については２保険年度）の保険料の納入が証明できる書類（領収証の写しで可）を提出すること。

なお、各保険料のうち、労働保険については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。）こと。

○紙入札による場合

上記の書類に加え、「紙入札方式による参加にかかる理由書」（別紙３）を提出すること。

（３）その他

上記の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

3　契約条項を示す場所等

（１）　契約書の作成の要否

落札者の決定後、当該契約の締結につき、契約書（別添１）の作成を要する。

（２）　契約条項を示す場所（問い合わせ先）

佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号　佐賀第 2 合同庁舎 4 階

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第一係　山下）　電話番号：0952-32-7155

（３）　入札説明会について

（２）の場所において、令和 8 年 12 月 11 日（金）まで随時実施する。

4　入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

入札者は、その提出した入札書の引換、変更または取消しをすることはできない。

（1） 入札書の提出期限

令和8年12月18日（金）10時30分

（2） 入札書の提出場所

上記3（2）に同じ。

（3） 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・入札金額内訳書(別紙4-1～4-5)＊任意様式 ・委任状（別紙5）＊該当者のみ	スキャナ等により電子データ化したものを添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。

② 紙入札による場合

上記①の書類に加え、「入札書」（別紙4）を提出すること。

また、提出方法は持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によることとする。

＊ 入札書と入札金額内訳書は、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号)、宛名（支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長）及び「令和〇年〇月〇日開札［入札件名]」を記入すること。

＊ 郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和〇年〇月〇日開札［入札件名］の入札書在中」の旨記入し、中封筒には上記と同様に氏名等を記入すること。

（4） 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して、入札書の提出期限までに「委任状」を提出すること。

担当者等から提出される契約関係書類は事業者としての決定であることから、押印は不要である。

③ 入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

①参加する資格を有しない者による入札

②当該競争入札について不正行為を行ったものによる入札

③書面による入札において記名を欠く入札

④入札書の金額及び記名について誤脱及び判読不可能なものがある入札

⑤入札金額の記載を訂正した入札

⑥入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札

⑦１人で２以上の入札をした者による入札

⑧代理人でその資格のない者による入札

⑨支出負担行為担当官が要求する書類等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者による入札

⑩前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者による入札

6　入札の延期等

入札参加者及びこれに関連する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、または行おうとしていると認めるとき、また、入札条件の変更その他必要と認めるときは、入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

7　開札

（1）　開札の場所及び日時

①　紙入札の開札場所

佐賀第２合同庁舎４階　佐賀労働局労働基準部横会議室（佐賀市駅前中央３－３－20）

②　紙入札の開札日時

令和８年12月18日（金）11時00分から

③　電子調達システムの開札日時

令和８年12月18日（金）11時15分から

（2）政府電子調達システムによる入札の場合

政府電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（3）再度入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う（開札場所については（1）と同じ）。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行う。

８　入札の辞退

（１）入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、または郵送にて提出する。

（２）入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

９　落札決定の取消

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

10　入札結果（契約情報）の公表

（１）電子調達システムにより執行した案件については、同システムに定める手続きに従い落札者の商号又は名称及び入札価格等を公表することとする。

（２）一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を佐賀労働局ホームページ等に公表する。

11　代金の支払い

（１）当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。

（２）代金の請求は、契約内容がすべて履行された後、遅滞なく行うこととする。

（３）請求書の宛名は「官署支出官　佐賀労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。

（４）当方の支払いは、適正な請求書を受理後、30 日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

12　問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

佐賀労働局総務部総務課会計第一係　電話番号 0952-32-7155

13　障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

障害発生時及び政府電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ヘルプデスク　　0570-000-683
　　03-4332-7803（IP 電話等をご利用の場合）
・ホームページ　　https://www.p-portal.go.jp/

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、３(２)へ連絡すること。

14　人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

15　契約締結日について

契約締結日は令和 9 年 4 月 1 日とする。ただし、契約締結日までに令和 9 年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

別紙1

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により申込致します。

1 件名　　令和9年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

（1）令和07・08・09年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級
「物品の販売」　（　　）等級

（2）仕様書に示す規格・内容を調達することができる。　はい ・ いいえ

（3）予算決算および会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。　はい ・ いいえ

（4）支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない。　はい ・ いいえ

（5）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。　はい ・ いいえ

（6）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者である。　はい ・ いいえ

（7）商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者ではない。　はい ・ いいえ

（8）資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではない。　はい ・ いいえ

（9）厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でない。　はい ・ いいえ

（10）過去3年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により、行政処分等を受け又は送検されていないこと。　はい ・ いいえ

（11）入札説明書の交付を受けた者である。　はい ・ いいえ

（12）入札業者情報（紙入札業者は必ず記入すること）

1 事業所名	
2 所在地	〒
3 代表者職氏名	
4 代表者電話番号（FAX番号）	FAX（　　）
5 担当者所属名称	
6 担当者所属所在地	〒
7 担当者氏名	
8 担当者電話番号（FAX番号）	FAX（　　）
9 担当者メールアドレス（任意）	

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長　植松　久規　殿

住所

商号又は名称

代表者職氏名又は代理人の氏名

※この申込書は、入札参加資格要件を確認する重要なものであるため、誤記入がないよう関係書類をすべて確認してから記載してください。

別紙2

誓 約 書

□ 私
□ 当社
は、下記1、2のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。
また、下記3の事項につきまして誓約します。
この誓約が虚偽であり、又は報告すべき事項を報告しなかった等のほか、この誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異義は一切申し立てません。
また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約相手方として不適当なもの
（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約相手方として不適切な行為をするもの
（1） 暴力的な要求行為を行う者
（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
（3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
（4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
（5） その他前各号に準ずる行為を行う者

3 厚生労働省所管法令違反
（1） 過去3年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
（2） 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
（3） 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
（4） 上記（1）から（3）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所 （又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

※ 個人の場合は生年月日も記載すること。
※ 法人の場合は役員等名簿（別紙2-2）を添付すること。

別紙2－2

役 員 等 名 簿

法人名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役 職 名	(フリガナ) 氏　名	生年月日	備　考
	(　　)	T S　年　月　日 H	
	(　　)	T S　年　月　日 H	
	(　　)	T S　年　月　日 H	
	(　　)	T S　年　月　日 H	
	(　　)	T S　年　月　日 H	
	(　　)	T S　年　月　日 H	
	(　　)	T S　年　月　日 H	
	(　　)	T S　年　月　日 H	
	(　　)	T S　年　月　日 H	
	(　　)	T S　年　月　日 H	
	(　　)	T S　年　月　日 H	

(注)法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

別紙3

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長　植松　久規　殿

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

紙入札方式による参加にかかる理由書

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1．入札案件名

令和9年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）

2．電子調達システムでの参加ができない理由

別紙4

入 札 書

￥	―

【入札金額内訳書の合計金額を記載すること。】
（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

※直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。

入札件名：　令和9年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）

契約条件：　**契約書及び仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。**

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを記入すること。
なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

上記のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長　植松　久規　殿

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

（復）代理人

備考：　金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

別紙4

入　札　書

（再度入札用）

￥	―

【入札金額内訳書の合計金額を記載すること。】
（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

※直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。

入札件名：　令和9年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）

契約条件：　**契約書及び仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。**

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを記入すること。
なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

上記のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長　植松　久規　殿

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

（復）代理人

備考：　金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

別紙4-1

入 札 金 額 内 訳 書

件名：伊万里労働基準監督署で使用する電気

商号又は名称

使用月	基本料金				電力量料金					合計（円）
					夏季		その他		計（円）	
	契約電力	単価	力率	計（円）	電力量	単価	電力量	単価		
	（kw）	（円）	（%）	④＝①×②×(185-③)/100	（kwh）	（円）	（kwh）	（円）	⑨＝⑤×⑥+⑦×⑧	（税込）
	①	②	③		⑤	⑥	⑦	⑧		⑩＝④+⑨
4月	26		100				1,853			
5月	26		100				2,353			
6月	26		100				3,671			
7月	26		100		5,996					
8月	26		100		5,972					
9月	26		100		4,817					
10月	26		100				3,837			
11月	26		100				2,446			
12月	26		100				3,514			
1月	26		100				3,737			
2月	26		100				3,284			
3月	26		100				2,979			
合計	－	－	－		16,785	－	27,674	－		

※入札金額（税抜）	

※合計金額の110分の100（1円未満切り上げ）にて算出すること。

別紙4-2

入 札 金 額 内 訳 書

件名：佐賀公共職業安定所で使用する電気

商号又は名称

使用月	基本料金				電力量料金					合計（円）
					夏季		その他		計（円）	
	契約電力	単価	力率	計（円）	電力量	単価	電力量	単価		
	（kw）	（円）	（%）	④＝①×②×(185-③)/100	（kwh）	（円）	（kwh）	（円）	⑨＝⑤×⑥+⑦×⑧	（税込）
	①	②	③		⑤	⑥	⑦	⑧		⑩＝④+⑨
4月	149		100				12,518			
5月	149		100				16,552			
6月	149		100				19,076			
7月	149		100		29,924					
8月	149		100		38,100					
9月	149		100		23,990					
10月	149		100				19,367			
11月	149		100				12,733			
12月	149		100				19,165			
1月	149		100				24,234			
2月	149		100				19,742			
3月	149		100				16,633			
合計	－	－	－		92,014	－	160,020	－		

※入札金額（税抜）	

※合計金額の110分の100（1円未満切り上げ）にて算出すること。

別紙4-3

入 札 金 額 内 訳 書

件名:唐津公共職業安定所で使用する電気

商号又は名称

使用月	基本料金				電力量料金					合計(円)
					夏季		その他		計(円)	
	契約電力 (kw) ①	単価 (円) ②	力率 (%) ③	計(円) ④=①×②×(185-③)/100	電力量 (kwh) ⑤	単価 (円) ⑥	電力量 (kwh) ⑦	単価 (円) ⑧	⑨=⑤×⑥+⑦×⑧	(税込) ⑩=④+⑨
4月	40		100				3,301			
5月	40		100				5,731			
6月	40		100				8,720			
7月	40		100		10,557					
8月	40		100		9,802					
9月	40		100		7,894					
10月	40		100				6,888			
11月	40		100				3,742			
12月	40		100				6,215			
1月	40		100				6,724			
2月	40		100				5,518			
3月	40		100				4,631			
合計	―	―	―		28,253	―	51,470	―		

※入札金額(税抜)	

※合計金額の110分の100(1円未満切り上げ)にて算出すること。

別紙4-4

入 札 金 額 内 訳 書

件名:伊万里公共職業安定所で使用する電気

商号又は名称

使用月	基本料金				電力量料金					合計(円)
					夏季		その他		計(円)	
	契約電力 (kw) ①	単価 (円) ②	力率 (%) ③	計(円) ④=①×②×(185-③)/100	電力量 (kwh) ⑤	単価 (円) ⑥	電力量 (kwh) ⑦	単価 (円) ⑧	⑨=⑤×⑥+⑦×⑧	(税込) ⑩=④+⑨
4月	40		100				2,476			
5月	40		100				2,637			
6月	40		100				3,151			
7月	40		100		5,203					
8月	40		100		5,214					
9月	40		100		3,475					
10月	40		100				3,150			
11月	40		100				2,672			
12月	40		100				3,796			
1月	40		100				4,703			
2月	40		100				4,052			
3月	40		100				4,041			
合計	―	―	―		13,892	―	30,678	―		

※入札金額(税抜)	

※合計金額の110分の100(1円未満切り上げ)にて算出すること。

別紙4-5

入 札 金 額 内 訳 書

件名：鳥栖公共職業安定所で使用する電気

商号又は名称

使用月	基本料金				電力量料金					合計（円）
					夏季		その他		計（円）	
	契約電力	単価	力率	計（円）	電力量	単価	電力量	単価		
	（kw）	（円）	（%）	④＝①×②×(185-③)/100	（kwh）	（円）	（kwh）	（円）	⑨＝⑤×⑥+⑦×⑧	（税込）
	①	②	③		⑤	⑥	⑦	⑧		⑩＝④+⑨
4月	40		100				4,703			
5月	40		100				6,699			
6月	40		100				8,195			
7月	40		100		9,625					
8月	40		100		8,963					
9月	40		100		7,933					
10月	40		100				7,170			
11月	40		100				5,029			
12月	40		100				6,022			
1月	40		100				6,398			
2月	40		100				5,759			
3月	40		100				6,184			
合計	－	－	－		26,521	－	56,159	－		

※入札金額（税抜）	

※合計金額の110分の100（1円未満切り上げ）にて算出すること。

別紙5

委 任 状

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長　植松　久規　殿

住　　所

（委任者）　商号又は名称

代表者職氏名

今般下記の者を代理人として定め、下記権限を委任いたします。

住　　所

（受任者）　所属（役職名）

氏　　名

記

【件　　名】　令和9年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）

【委任事項】　※該当する項目の□にチェック（✔）を入れること。

□　入札書について

□　入札に係る諸願届出について

□　契約締結について

□　代金の請求及び受領について

□　復代理人の選任について

復代理人への委任事項

□　入札書について

□　入札に係る諸願届出について

別紙５－２

委　任　状（復代理人用）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長　植松　久規　殿

住　　所

（委任者）　所属（役職名）

氏　　名

今般下記の者を復代理人として定め、下記権限を委任いたします。

住　　所

（受任者）　所属（役職名）

氏　　名

記

【件　　名】　令和9年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）

【委任事項】※該当する項目の□にチェック（✔）を入れること。

□　　入札書について

□　　入札に係る諸願届出について

契　　約　　書（案）

別添１

発注者 支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 ●● ●●（以下「甲」という。）と受注者 ○○○○○○○○ ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、「令和９年度佐賀労働局管下５施設で使用する電気の供給（単価契約）」に関し、双方対等の立場において、次の条項により契約を締結する。

（契約の趣旨）

第１条　甲は乙と本契約を締結し、別添「仕様書」等に基づき信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第２条　乙は、別添「仕様書」等に基づき、佐賀労働局管下５施設で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第３条　契約単価は、次のとおりとする。

基本料金単価　　●●.●●円／kW（税込）

従量料金単価　　●●.●●円／kWh（税込）

２　九州地区の旧一般電気事業者の料金改定があった場合については、契約単価を甲乙協議のうえ決定することができる。

３　基本料金の力率割引又は割増、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。

また、電力量料金の燃料費調整及び市場価格調整については、九州地区の一般送配電事業者が定める最終保障供給約款による燃料費等調整額を適用する。

燃料費等調整額とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　燃料費調整単価

九州地区の一般送配電事業者が毎月公表する燃料費調整単価のうち、高圧・最終保障電力Ａの区分に該当するもの。

二　加重平均市場価格調整単価

九州地区の一般送配電事業者が毎月公表する加重平均市場価格調整単価のうち、高圧・最終保障電力Ａの区分に該当するもの。

三　単純平均市場価格調整単価

九州地区の一般送配電事業者が毎月公表する単純平均市場価格調整単価のうち、高圧（契約電力500kW未満）・最終保障電力Ａの区分に該当するもの。

４　その他仕様書に定めのない供給条件については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件を基に協議を行うものとする。

（契約保証金）

第４条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（需要場所及び契約期間）

第５条　乙が電気を供給する場所及び期間は、次の各号のとおりとする。

一　契 約 期 間　　令和9年4月1日0時00分から令和10年3月31日24時00分までとする

二　契約履行場所　　別添「仕様書」のとおり

三　検 査 場 所　　契約履行場所に同じ

（使用電力量の増減）
第６条　甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

（契約電力）
第７条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（計量方法について）
第８条　乙は、原則として毎月の「計量日」に各施設の需要地を管轄する一般送配電事業者（以下一般送配電事業者）が計量器に計量された値（前月の計量日から当月の計量日の前日まで）を一般送配電事業者から受領し、その値により電力量を算定する。

（監督及び検査）
第９条　甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
２　乙は、毎月初日から末日までの電気の供給が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
３　甲は、通知を受けた日から 10 日以内に検査を完了し、乙に合否を通知することとする。
４　検査のために必要な人夫及び費用は、すべて乙において負担すること。

（料金の算定）
第 10 条　料金は毎月初日から末日までの月を単位とした契約電力及び使用電力量等により算定する。

（代金の支払）
第 11 条　乙は、第９条第２項の検査に合格したときは、第３条の契約金額に基づき請求書を作成（円未満端数は切り捨て）し、対価の支払いを第 10 条に基づく算定方法により、甲に請求することができる。
２　甲は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払わなければならない。
３　甲が、約定期限内に契約金額の支払いが完了しない場合は、期限到来の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。

（検査遅延）
第 12 条　甲がその責に帰すべき事由により、第９条第２項の期間内に検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第 11 条第３項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

（契約の解除）
第 13 条　甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
２　甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第三号から第五号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
一　第９条の検査に合格しないとき。
二　乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

三　乙の責に帰する事由により、完全に本契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

四　甲が行う検査監督に際し、乙又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、若しくは詐欺その他の不正行為を行ったとき。

五　第 22 条の規定に違反したとき。

3　甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4　甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（解除に係る違約金）

第 14 条　乙は、前条の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として該当月の使用電力量を契約金額で積算した総額の 100 分の 10 に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。又、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲が算定する損害額を賠償しなければならない。

2　甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 15 条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第 1 項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

三　競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

四　乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

五　第３項の規定による報告を行わなかったとき。

2　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3　乙は、第１項第３号又は第４号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 16 条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同

法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 66 条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。

五　前条第１項第３号、第４号又は第５号のいずれかに該当したとき。

２　乙は契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第 17 条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3.0％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

２　前項により計算した遅延利息が 100 円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に 100 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（再委託）

第 18 条　乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

２　乙は、再委託する場合には、様式１により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は届出を行うこととする。

３　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

４　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第 19 条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第２項ただし書に該当する場合を除き、様式２の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第 20 条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙１の履行体制図を甲に提出しなければならない。

２　乙は、別紙１の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式３により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

一　受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

二　事業参加者の住所の変更のみの場合。

三　契約金額の変更のみの場合。

３　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対

して変更の理由等の説明を求めることができる。

（権利義務の譲渡等）

第21条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

２　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届けなければならない。

（秘密の保持）

第22条　甲及び乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第23条　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

２　乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

３　乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

４　乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

５　乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

６　乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第24条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 25 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 26 条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 27 条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第 28 条　甲は、契約解除の各条文の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、契約解除の各条文の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 29 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第 30 条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第 31 条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

二　乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書又は誓約書に虚偽があったことが判明したとき。

三　乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第32条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争等の解決方法）

第33条　本契約条項又は本契約に定めのない事項については、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第34条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条第３項、第13条第２項、第16条、第17条、第22条、第26条、第28条、第32条、第33条、及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の証として、本証書２通を作成し双方記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲　　佐賀県佐賀市駅前中央３－３－20
支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長　　●● ●●

乙

様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　佐賀労働局総務部長　殿

名　　称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　佐賀労働局総務部長　殿

名　　称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式３

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　佐賀労働局総務部長　殿

名　　称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 20 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

別紙１

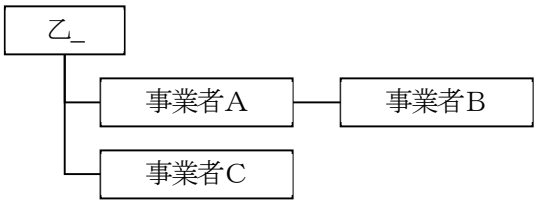
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



別添２

電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法

１．落札方式

落札者の決定は、次の要件ア～エの全てに該当する者のうち、２の「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点が最も高い者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。

ウ　小売電気事業者の事業者全体又は本契約で提供される電力（以下「調達電力」という。）の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）が、事業者全体であれば 0.435 kg-CO2/kWh 以下、調達電力であれば 0.342 kg-CO2/kWh 以下であること。

エ　調達電力に占める再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）電気が 50%以上であること。再エネ電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電を含まない。)、地熱及びバイオマス）による電気を評価対象とする。

なお、イ～エの要件については別添３別紙 1～３を提出すること。

２．総合評価点の計算方法

（１） 入札価格点及び得点

ア　入札価格点については、入札価格を 100 万円で除して得た値とする。

イ　得点については、１「落札方式」のウ及びエを満たしているものに標準点（100 点）を与える。更に２．（２）「評価基準」に基づき、評価に応じて得点（以下「加算点」という。）を与える。なお、加算点の満点は 50 点とする。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格点}}$$

・入札価格点＝入札価格÷100 万円

・得点＝標準点の満点（100 点）＋加算点の満点（50 点）

（２） 評価基準

加算点は各評価基準ア～カに応じて点数を与え、その総計とする。

加算点の評価項目		配点
ア	事業者全体の二酸化炭素排出係数	20 点
イ	調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10 点
ウ	再生可能エネルギーの導入状況	5 点
エ	未利用エネルギーの活用状況	5 点
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5 点
カ	指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5 点

各項目の評価方法の詳細は次頁以降のとおり。

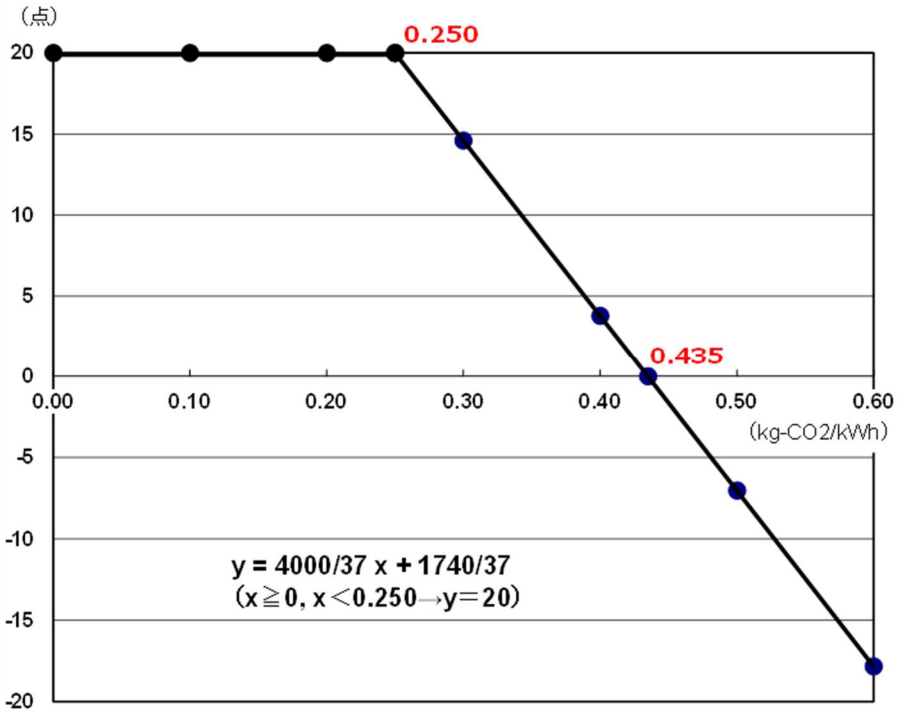
ア　令和６年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数

令和６年度の事業者全体の調整後排出係数として、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値を評価する。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。温対法に基づき令和６年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和６年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

線形評価とし、0.435 kg-CO2/kWh を下回る場合は 20 点を上限に加点し、上回る場合は減点する。なお、0.250 kg-CO2/kWh 以下は満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ア：　$y = -\frac{4000}{37}x + \frac{1740}{37}$　$(x \geq 0, x < 0.250 \rightarrow y = 20)$



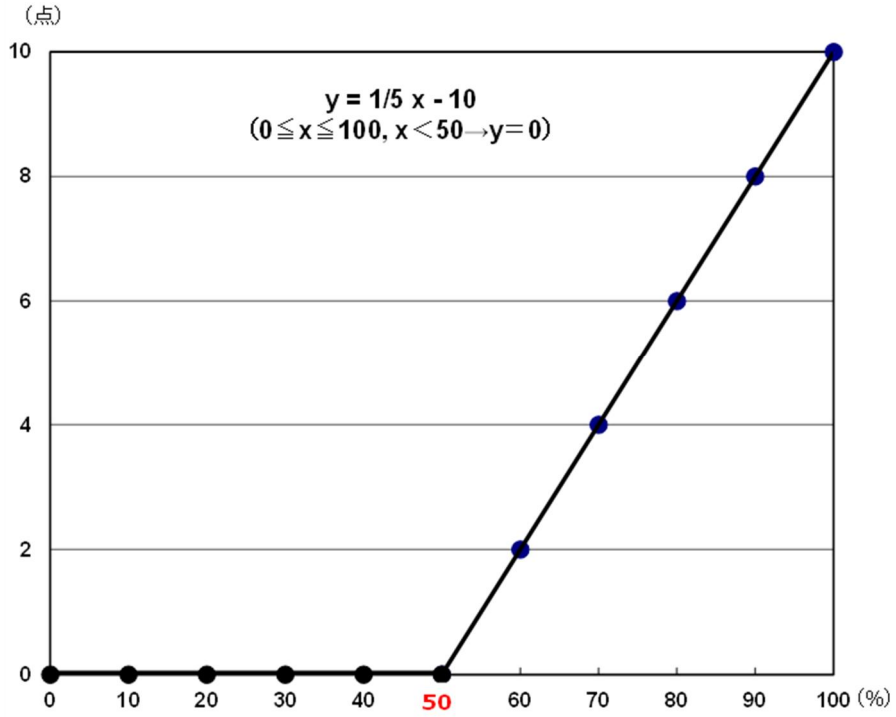
図Ⅱ－2.1－1　事業者全体の二酸化炭素排出係数に係る評価式及び評価図（加算点）

イ　調達電力に占める再エネ電気の割合

評価対象の再エネ電気は１「落札方式」で定めるとおり。線形評価とし、50%を上回る場合に加点し、100%で満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点イ：　$\boldsymbol{y = \frac{1}{5}x - 10 \quad (0 \leq x \leq 100, x < 50 \rightarrow y = 0)}$



図Ⅱ－2.1－2　調達電力に占める再エネ電気の割合に係る評価式及び評価図（加算点）

ウ　再エネの導入状況

再エネの導入状況とは、次の①から⑤に示した再エネ電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑤の再エネ電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

① 自社施設で発生した再エネ電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再エネ電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
② グリーンエネルギーCO_2削減相当量認証制度[1]により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO_2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）[2]の量（kWh）
③ J－クレジット制度[3]により認証された再エネ電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
④ 非化石価値取引市場[4]から調達した固定価格買取制度による再エネ電気に係る非化石証書の量（kWh）
⑤ 非化石価値取引市場から調達した再エネ電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

（算定方式）

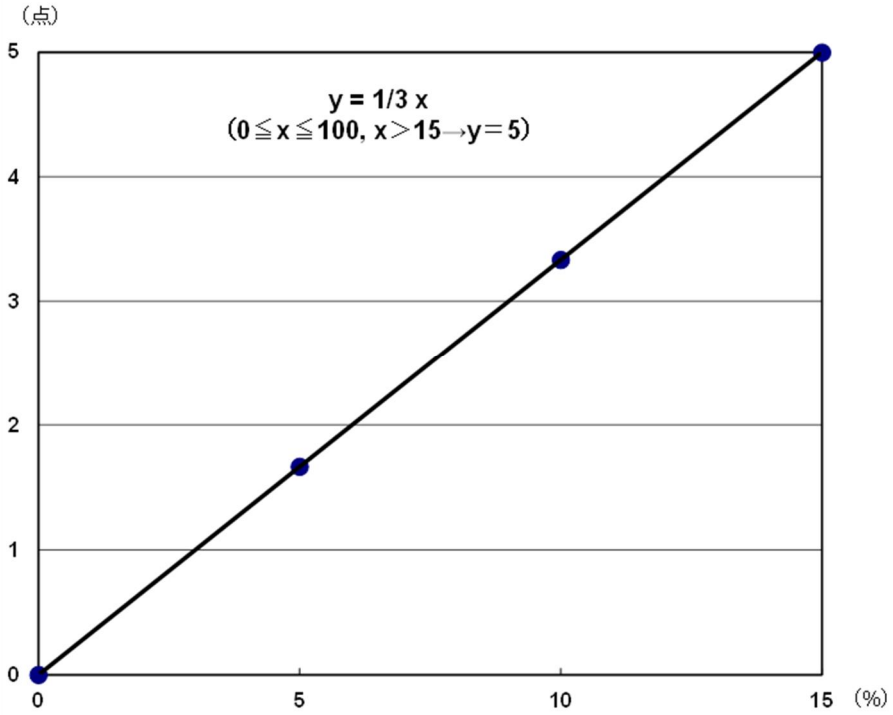
$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②+③+④+⑤）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

[1] 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO_2 排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。
[2] グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO_2削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）とする。
[3] 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO_2 等の排出削減量、適切な森林管理による CO_2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。
[4] 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT 非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非 FIT 非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する。導入していれば加点することとし、15%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ウ： $\boldsymbol{y = \frac{1}{3}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 15 \rightarrow y = 5)}$



図Ⅱ－2.1－3　再エネの導入状況に係る評価式及び評価図（加算点）

エ　未利用エネルギー[5]の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。活用していれば加点することとし、2%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点エ：　$\boldsymbol{y = \frac{5}{2}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 2 \rightarrow y = 5)}$

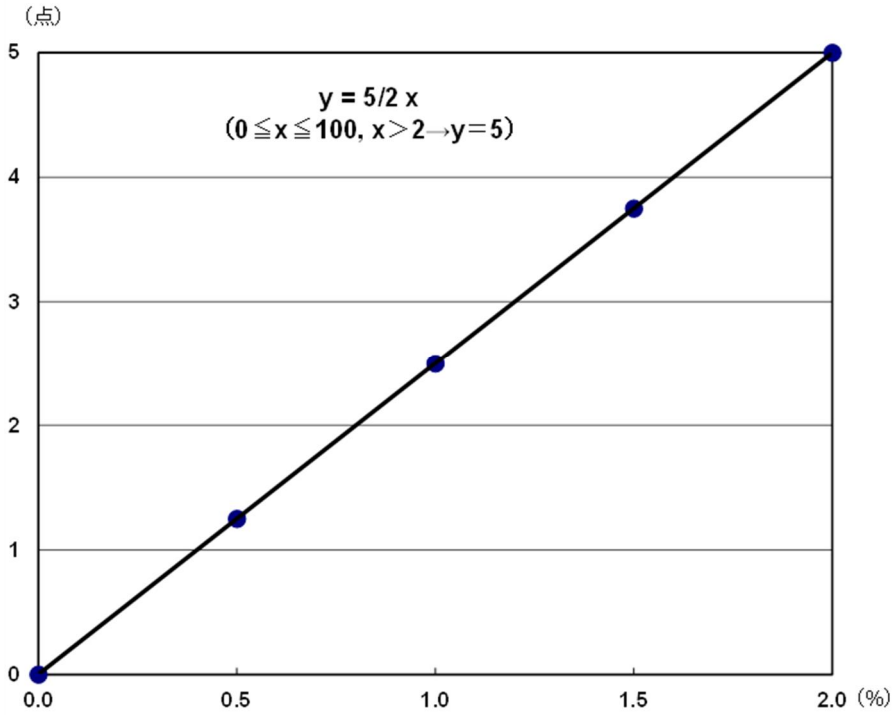
---

[5] 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス



図Ⅱ－2.1－4　未利用エネルギーの活用状況に係る評価式及び評価図（加算点）

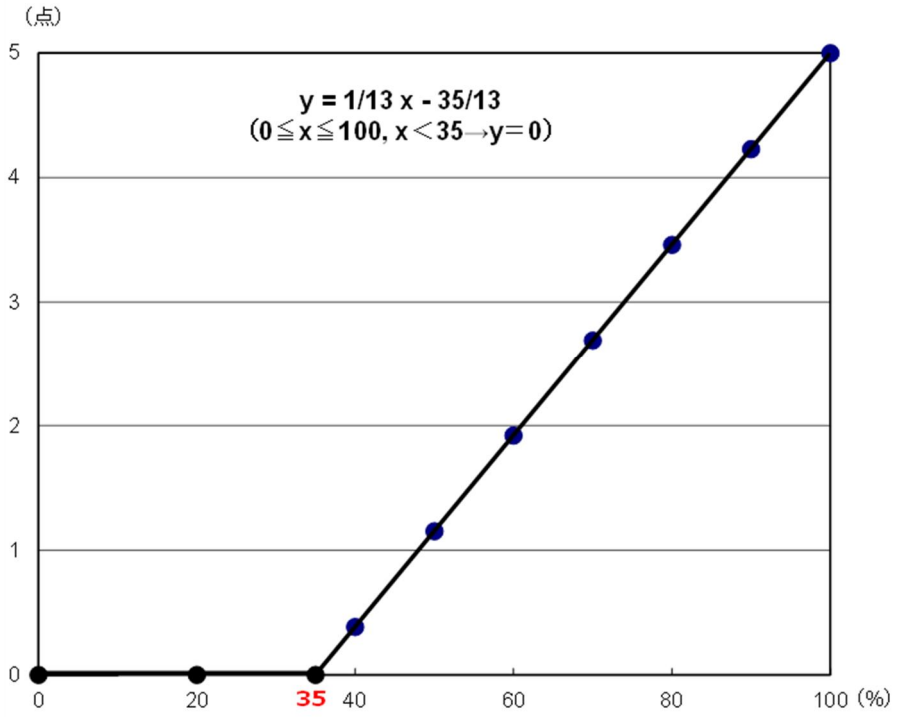
オ　追加性のある再エネ電気の評価

追加性の要件としては、RE100 技術要件を参照して、運転開始日又はリパワリング日が 15 年以内である再生可能エネルギー電気を対象とする。

調達電力に対して追加性のある再生可能エネルギー電気が 35%以上供給される場合は加点することとし、100%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点オ：　$\boldsymbol{y = \frac{1}{13}x - \frac{35}{13}}$　$\boldsymbol{(0 \leq x \leq 100, x < 35 \rightarrow y = 0)}$



図Ⅱ－2.1－5　追加性のある再生可能エネルギー電気に係る評価式及び評価図（加算点）

カ　指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組

地域脱炭素化促進事業制度で認定された電気が供給される場合は配点の満点を与える。入札説明書別添３別紙により、入札時に該当する電力及び証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

（３）提出を必須とする資料

ア～カの評価項目の取組状況を別添２様式１により提出すること。

別添２様式１

総合評価落札方式における評価項目の取組状況

令和　年　月　日

住　　所
会 社 名
代表者氏名

このことについて、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名：令和９年度佐賀労働局管下５施設で使用する電気の供給（単価契約）

項目		自社の基準値／計画値／取組
ア	令和６年度 1kWh 当たりの事業者全体の二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	
イ	調達電力に占める再生可能エネルギーの割合（単位：%）	
ウ	令和６年度再生可能エネルギー導入状況（単位：%）	
エ	令和６年度未利用エネルギー活用状況（単位：%）	
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギーの割合（本契約の調達電力量に占める再生可能エネルギー割合を右欄に記載すること。）（単位：%）	
カ	地域脱炭素化促進事業制度 （該当する場合には右欄に「有」と記載した上で関係書類を提出すること。）	

以上

別添3別紙1

適 合 証 明 書

令和　　年　　月　　日

住　　所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

１　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　　②パンフレット　　③チラシ ④その他（　　）	

２　二酸化炭素排出係数及び供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合

	項　　目	自社の 基準値
①	令和６年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（事業者全体・供給する電気）（単位：kg-CO2/kWh） ※事業者全体、供給する電気のどちらの値であるかを併せて記載すること。	
②	供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合（本契約の契約電力量に占める再生可能エネルギー電気の予定供給量を右欄に記載すること。）	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。

注２）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示、及び２①の値が事業者全体であれば0.435、供給する電気であれば0.342以下であり、かつ２②の値が50%以上である者を本案件の入札適合者とする。

注３）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

別添3別紙2

供給する再生可能エネルギー電気及び環境価値の発電施設情報

令和　　年　　月　　日

住　　所
会 社 名
代表者氏名

以下、開示内容の下欄①又は②の由来となる発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。

開　示　内　容	番　号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方　　②環境価値のみ	

注１）関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。
注２）相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別紙３を用いて入札時に提出すること。地域脱炭素化促進事業制度の認定事業から電力を供給する場合には、証明できる資料を入札時に提出すること。
注３）供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別紙３を用いて入札時に提出すること。入札時に環境価値の電源情報の特定が不可能な場合には別紙４を用いて発注者が定める期間内に提出すること。
注４）違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。

別添3別紙3

令和　年　月　日

特定電源割当誓約書

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長　植松　久規　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

以下のとおり●●●に電気を供給することを誓約する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転することをここに証する。

1　お客様情報

お客様番号	○○○○
需要施設名	○○○○
需要施設住所	○○県○○市○○
契約電力	○○○○kW

2　供給期間　　○年○月○日～○年○月○日

3　再生可能エネルギー由来電力量の情報（発電施設及び環境価値の属性情報は次頁のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月（見込み）	累積（見込み）
再エネ由来電力量（kWh）【A】													
供給電力量（kWh）【B】													
再エネ比率（%）【C】													

担当者等連絡先				
部 署 名：				
責任者名：				
担当者名：				
T E L：				
E - mail：				

発電施設（見込みを含む。）

設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地
	●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○
	▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○

環境価値の属性情報（見込みを含む。）

環境価値の付与に使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地	環境価値移転量(kWh)
FIT非化石証書（再エネ指定）		●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）		▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○	○○
								合計（kWh）	

別添3別紙4

令和　年　月　日

特定電源割当証明書

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長　植松　久規　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

以下のとおり●●●に電気を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値が、●●●に移転したことと及び当該価値がいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1　お客様情報
　お客様番号　　〇〇〇〇
　需要施設名　　〇〇〇〇
　需要施設住所　　〇〇県〇〇市〇〇
　契約電力　　〇〇〇〇kW

2　供給期間　　〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3　再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は次頁のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月（見込み）	累積（見込み）
再エネ由来電力量(kWh)【A】													
供給電力量(kWh)【B】													
再エネ比率(%)【C】													

担当者等連絡先	
部 署 名：	
責任者名：	
担当者名：	
T E L：	
E - mail：	

環境価値の属性情報（見込みを含む。）

環境価値の付与に使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地	環境価値移転量(kWh)
FIT非化石証書（再エネ指定）		●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）		▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○	○○
								合計（kWh）	

仕 様 書 （ 案 ）

佐賀労働局総務部総務課

1　件名

令和9年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）

2　需要場所

別添「需要場所一覧表①～⑤」のとおり

3　業種及び用途

官公署（事務所）

4　仕様内容

（１）別添「需要場所一覧表①～⑤」の需要場所すべてに供給すること。

（２）供給電気方式等

①　供給電気方式　　：交流３相３線式
②　供給電圧（標準電圧）：6,000Ｖ
③　計量電圧（標準電圧）：6,000Ｖ
④　標準周波数　　：60Ｈｚ
⑤　受電方式　　：1回線受電方式

（３）供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は該当年度の環境配慮契約法基本方針で定める再生可能エネルギー電力比率とすること。また、その環境価値について、佐賀労働局に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/(March%202025)%20RE100%20technical%20criteria%20(Japanese)%201_0.pdf?hsLang=en

また、入札説明書別添3別紙2において開示した再生可能エネルギー発電施設で発電された電気及び当該電気に由来する環境価値を供給すること。

＊再生可能エネルギー電気の確認資料

契約年度における電気の供給が終了後、翌月10日（休日の場合は翌開庁日）までに、供給元電源情報及び供給電力に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（別添3別紙4）を提出すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを双方協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が４ 仕様内容を満たしていない場合、４ 仕様内容を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを提出する等により補修すること。

（４）月別予定使用電力量、月別予定最大需要電力、月別力率実績、契約電力について

① 別添「需要場所一覧表①～⑤」のとおり。

② 月別予定使用電力量、及び月別予定最大需要電力は令和7年10月から令和8年9月までの実績である。

③ 月別予定使用電力量はあくまで見込みであり、増減がある場合も了承すること。

④ 契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（５）使用期間

令和9年4月1日0時00分 から 令和10年3月31日24時00分まで

（６）需給地点、計量地点、財産分界点、保安責任分界点について

別添「需要場所一覧表①～⑤」のとおり。

（７）単位及び端数処理

① 契約電力及び最大需要電力の単位は１kW とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入すること。

② 使用電力量の単位は１kWh とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入すること。

③ 力率の単位は１％とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入すること。

④ 料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は切り捨てること。

（８）その他

① 契約期間における力率は、100％を保持する予定である。

② 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。

また、電力量料金の燃料費調整及び市場価格調整については、九州地区の一般送配電事業者が定める最終保障供給約款による燃料費等調整額を適用する。

なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

③ 仕様書に定めのない供給条件については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件を基に協議を行うものとする。

５　代金の請求及び支払いについて

（１） 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。

（２） 「請求書」の宛名は「官署支出官　佐賀労働局長」とし、余白に振込等を希望する金融機関等を記載すること。

（３） 当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に支払う。

（４） 代金の請求（請求書の提出）は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電気量によるものとし、遅滞なく行うこと。

6　アフターケア

障害発生時の窓口は落札業者に一本化し、誠意をもって対応すること。

7　その他の注意点

（1） 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。

（2） 落札業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（3） 再委託についての要件は、別紙のとおり。

別紙

再委託についての要件

第１　再委託について

（１）落札者は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

（２）落札者は、再委託する場合には、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の金額が 50 万円未満の場合は届出を行うこととする。

（３）落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。

（４）落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、本委託契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

第２　再委託先の変更

落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託の金額が 50 万円未満に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

第３　履行体制

（１）落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。

（２）落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

- 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
- 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- 契約金額の変更のみの場合。

（３）前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※　上記で記載した様式については、契約締結後に交付する。

需要場所一覧表①

需要場所		伊万里労働基準監督署					
		伊万里市立花町大尾1891－64					
受電設備容量（kVA）		125					
月別予定使用電力量（kWh）	令和8年4月	1,853	月別予定最大需要電力（kW）	令和8年4月	15	月別力率実績（%）	令和8年4月	100
	令和8年5月	2,353		令和8年5月	20		令和8年5月	100
	令和8年6月	3,671		令和8年6月	20		令和8年6月	100
	令和8年7月	5,996		令和8年7月	26		令和8年7月	100
	令和8年8月	5,972		令和8年8月	25		令和8年8月	100
	令和8年9月	4,817		令和8年9月	23		令和8年9月	100
	令和8年10月	3,837		令和8年10月	21		令和8年10月	100
	令和8年11月	2,446		令和8年11月	16		令和8年11月	100
	令和8年12月	3,514		令和8年12月	16		令和8年12月	100
	令和9年1月	3,737		令和9年1月	20		令和9年1月	100
	令和9年2月	3,284		令和9年2月	19		令和9年2月	100
	令和9年3月	2,979		令和9年3月	16		令和9年3月	100
	合　計	44,459		契約電力（令和8年9月現在）	26			
需給地点		伊万里労働基準監督署の構内1号柱に設置した引込開閉器の電源側接続点					
計量地点		伊万里労働基準監督署の一号柱に設置した引込開閉器の負荷側					
財産分界点		需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。					
保安責任分界点		需給地点に同じ。					

需要場所一覧表②

需要場所	佐賀公共職業安定所					
	佐賀市白山2丁目1－15					
受電設備容量（kVA）	475					
月別予定使用電力量（kWh）	令和8年4月	12,518	月別予定最大需要電力（kW）	令和8年4月	58	月別力率実績（%） 令和8年4月 100
	令和8年5月	16,552		令和8年5月	110	令和8年5月 100
	令和8年6月	19,076		令和8年6月	77	令和8年6月 100
	令和8年7月	29,924		令和8年7月	105	令和8年7月 100
	令和8年8月	38,100		令和8年8月	149	令和8年8月 100
	令和8年9月	23,990		令和8年9月	133	令和8年9月 100
	令和8年10月	19,367		令和8年10月	103	令和8年10月 100
	令和8年11月	12,733		令和8年11月	79	令和8年11月 100
	令和8年12月	19,165		令和8年12月	112	令和8年12月 100
	令和9年1月	24,234		令和9年1月	127	令和9年1月 100
	令和9年2月	19,742		令和9年2月	122	令和9年2月 100
	令和9年3月	16,633		令和9年3月	94	令和9年3月 100
	合　計	252,034	契約電力（令和8年9月現在）		149	
需給地点	佐賀公共職業安定所の構内1号柱　柱上の区分開閉器の電源側　接続点					
計量地点	佐賀公共職業安定所の構内1号柱で区分開閉器の負荷側					
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。					
保安責任分界点	需給地点に同じ。					

需要場所一覧表③

需要場所	唐津公共職業安定所						
	唐津市熊原町3193						
受電設備容量（kVA）	125						
月別予定使用電力量（kWh）	令和8年4月	3,301	月別予定最大需要電力（kW）	令和8年4月	21	月別力率実績（%）	令和8年4月	100
	令和8年5月	5,731		令和8年5月	38		令和8年5月	100
	令和8年6月	8,720		令和8年6月	38		令和8年6月	100
	令和8年7月	10,557		令和8年7月	40		令和8年7月	100
	令和8年8月	9,802		令和8年8月	40		令和8年8月	100
	令和8年9月	7,894		令和8年9月	40		令和8年9月	100
	令和8年10月	6,888		令和8年10月	40		令和8年10月	100
	令和8年11月	3,742		令和8年11月	31		令和8年11月	100
	令和8年12月	6,215		令和8年12月	32		令和8年12月	100
	令和9年1月	6,724		令和9年1月	32		令和9年1月	100
	令和9年2月	5,518		令和9年2月	32		令和9年2月	100
	令和9年3月	4,631		令和9年3月	31		令和9年3月	100
	合　計	79,723		契約電力（令和8年9月現在）	40			
需給地点	唐津公共職業安定所の構内1号柱　柱上の気中開閉器の電源側　接続点						
計量地点	唐津公共職業安定所の構内1号柱、気中開閉器の負荷側						
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。						
保安責任分界点	需給地点に同じ。						

需要場所一覧表④

需要場所		伊万里公共職業安定所					
		伊万里市立花町通谷1542－25					
受電設備容量（kVA）		150					
月別予定使用電力量（kWh）	令和8年4月	2,476	月別予定最大需要電力（kW）	令和8年4月	13	月別力率実績（%）	令和8年4月	100
	令和8年5月	2,637		令和8年5月	26		令和8年5月	100
	令和8年6月	3,151		令和8年6月	19		令和8年6月	100
	令和8年7月	5,203		令和8年7月	37		令和8年7月	100
	令和8年8月	5,214		令和8年8月	40		令和8年8月	100
	令和8年9月	3,475		令和8年9月	31		令和8年9月	100
	令和8年10月	3,150		令和8年10月	24		令和8年10月	100
	令和8年11月	2,672		令和8年11月	17		令和8年11月	100
	令和8年12月	3,796		令和8年12月	23		令和8年12月	100
	令和9年1月	4,703		令和9年1月	32		令和9年1月	100
	令和9年2月	4,052		令和9年2月	35		令和9年2月	100
	令和9年3月	4,041		令和9年3月	21		令和9年3月	100
	合　計	44,570		契約電力（令和8年9月現在）	40			
需給地点		伊万里公共職業安定所1号柱に設置した引込開閉器の電源側接続点					
計量地点		伊万里公共職業安定所1号柱に設置した引込開閉器の電源側接続点引込開閉器の負荷側					
財産分界点		需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。					
保安責任分界点		需給地点に同じ。					

需要場所一覧表⑤

需要場所	鳥栖公共職業安定所						
	鳥栖市東町1丁目1073						
受電設備容量（kVA）	100						
月別予定使用電力量（kWh）	令和8年4月	4,703	月別予定最大需要電力（kW）	令和8年4月	21	月別力率実績（%）	令和8年4月	100
	令和8年5月	6,699		令和8年5月	37		令和8年5月	100
	令和8年6月	8,195		令和8年6月	35		令和8年6月	100
	令和8年7月	9,625		令和8年7月	40		令和8年7月	100
	令和8年8月	8,963		令和8年8月	39		令和8年8月	100
	令和8年9月	7,933		令和8年9月	38		令和8年9月	100
	令和8年10月	7,170		令和8年10月	34		令和8年10月	100
	令和8年11月	5,029		令和8年11月	29		令和8年11月	100
	令和8年12月	6,022		令和8年12月	30		令和8年12月	100
	令和9年1月	6,398		令和9年1月	32		令和9年1月	100
	令和9年2月	5,759		令和9年2月	34		令和9年2月	100
	令和9年3月	6,184		令和9年3月	32		令和9年3月	100
	合　計	82,680	契約電力（令和8年9月現在）		40			
需給地点	ソネザキSS系トス線302エ221柱より引込んだ架空引込線と甲の構内1号柱に甲が設置した気中開閉器の電源側接続点						
計量地点	鳥栖公共職業安定所の構内1号柱上に設置した気中開閉器の負荷側						
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。						
保安責任分界点	需給地点に同じ。						

入札関係書類受領書
【メール送信票】

佐賀労働局　総務部　総務課　会計第一係　山下　行

（メールアドレス：saga-kai1@mhlw.go.jp）

入札件名	令和9年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給 (単価契約)	
参加入札方式 （いずれかに〇）	電子入札	紙入札
受領日 （ダウンロード日）		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※　入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※　本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、価格交渉に誠実に対応します。まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

1. 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
2. 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
3. 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口　お問い合わせ先

担当　〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail　keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX　03-3595-2121

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

佐賀労働局

3 利用開始方法

政府電子調達（GEPS（ジープス））を利用するには、環境の準備（政府電子調達（GEPS（ジープス））及び調達ポータル）、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推 奨環境の準備 ― 調達ポータル https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達（GEPS（ジープス））及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

電 子証明書の取得

政府電子調達（GEPS（ジープス））では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者（認証局）が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達（GEPS（ジープス））では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達（GEPS（ジープス））をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書（申請フォーム）に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社（e-Probatio PS2 サービスに係る認証局）	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社（DIACERT-PLUSサービス）	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 （セコムパスポート for G-IDに係る認証局　タイプB（一般向け・属性型証明書））	×	○
株式会社帝国データバンク（TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局）	○	×
電子認証登記所（商業登記に基づく電子認証制度）	○※	○
株式会社トインクス （TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局）	○	×
日本電子認証株式会社（AOSignサービスに係る認証局）	○	×
地方公共団体情報システム機構（公的個人認証サービス）（マイナンバーカード）	○	×

※日本電子認証（法人認証カードサービス）

利 用者登録 ― https://www.p-portal.go.jp/manuals

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する＞ 初めて利用する方＞ 電子証明書 ／ マイナンバーカード（代表者）」、または「利用者情報を管理する＞ 初めて利用する方 ＞電子証明書／マイナンバーカード（代理人）」をご確認ください。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

調達ポータル https://www.p-portal.go.jp/faq

■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル ナビダイヤル 0570-000-683　IP電話等 03-4332-7803

受付時間：平日 9時00分～17時30分
（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

政府電子調達（GEPS）

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。



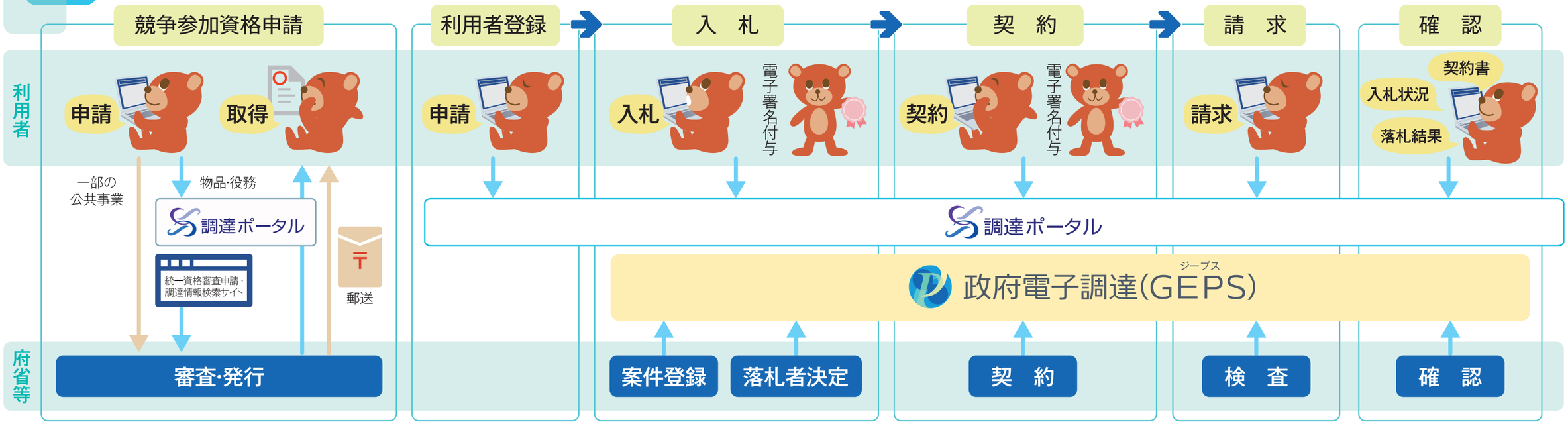
「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

調達ポータル　検索

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政 府電子調達（GEPS（ジープス））



1 政府電子調達（GEPS（ジープス））とは



政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品･役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達（GEPS（ジープス））を利用することにより、「物品･役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達（GEPS（ジープス））は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット



上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能※

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要※

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。